

日中一時支援事業所 「いきいき」 重要事項説明書

1 事業者及び事業所の概要

事業者の名称	特定非営利活動法人 みつばちの家
主たる事務所の所在地	岐阜県関市円保通1丁目7番11号
事業者の電話番号	0575-46-8145
代表者職氏名	理事長 金村 千里
事業所の名称	いきいき
事業所の所在地	ぎふけんせきししものほあざ5105 岐阜県関市下之保字5105
事業所の電話番号	0575-49-2665

2 事業所が提供するサービスの内容

(日中一時支援サービス)

障害者又は障害児に対して、次に掲げるサービスを適切に提供することにより、日中における活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等を行います。サービスの利用にあたっては、あらかじめ各自治体より支給決定を受けていることが必要です。

ア 日常生活の支援

(ア) 排泄 (イ) 着脱衣 (ウ) 整容 (エ) 入浴 (オ) 食事

イ 医療および健康管理

(ア) 健康管理 (イ) 服薬の支援

ウ 社会的活動の支援

(ア) 日常生活支援 地域において自立した社会生活を送るための生活習慣の確立を

目指した支援

(イ) 余暇活動

エ 相談援助

3 利用者負担額について

(1) 上記サービスの利用に対しては、利用者負担として、負担上限額の範囲内において各

自治体が定める費用を事業者にお支払いいただきます。

(2) サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する費用のうち、給付対象ではないものについては、費用をお支払いいただきます。

- ① 昼食 食事提供加算対象者 100円/1食
食事提供加算非対象者 400円/1食

② おやつ代 実費

③ 余暇活動等にかかる材料費 実費

(3) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法

前記(1)、(2)の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下

のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 窓口での現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

十六銀行 関支店 普通預金 1829268

特定非営利活動法人みつばちの家 事務 理事 金村 千里

(4) 利用の中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調

不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

・利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料

・利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 利用者負担相当額

(5) 通常の送迎の実施地域

関市、美濃市、美濃加茂市、富加町・坂祝町そのほか必要に応じて行う

4 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関する

ご相談については以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 (担当者氏名) サービス管理責任者 大平淳子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

○苦情解決責任者 管理者 野村 完治

○電話番号 05756-49-2665

(2) 行政機関その他苦情受付機関

・関市役所福祉政策課	関市若草通3丁目1番地電話番号 0575-22-3131
・第三者委員	梅田 洋子 0575-24-6332

平成 年 月 日

日中一時支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明をおこないました。

管理者名 野村完治 印

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基つき事業者から重要事項の説明を受け、日中一時支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名 印